

## 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業（拡充）

【平成21年度予算額：8,136,000（6,480,000）千円】


### 対策のポイント

19年度から21年度まで、担い手による融資を主体とした農業用機械・施設等の導入に際し、融資残の自己負担部分への補助や追加的な信用供与等の支援を総合的に実施します。

平成21年度においては、採択要件として、担い手の育成・確保に係る質的向上に関する目標を新たに設定するとともに、助成対象となる機械・施設等の見直しを行います。また、面的集積を実証的に取り組む地区等への支援を拡大するための予算の増額を行います。

（融資主体型補助とは）

- 例えば、経営規模を拡大するためにトラクター、コンバインを導入する場合

	〔資金調達の内訳（例）〕	
	取得価格：1,000万円	農業近代化資金 500万円
		銀行借入 150万円
		計 650万円・・・融資
		融資で不足する額（融資残）
	預金等取り崩し 350万円・・・自己負担	

自己負担部分の350万円に対して、融資率や地域農業の構造改革に関する目標、担い手の経営改善に関する目標等を勘案して算定される額を助成します。

なお、補助額は、取得価格の3/10が上限です。上記の場合300万円の範囲内で助成されます。

（支援対象者は）

- 本事業の支援対象は、地域農業の担い手である認定農業者及び集落営農組織です。具体的には、
  - ①認定農業者
  - ②認定志向農業者（3年以内に認定農業者になることを目指す農業者）
  - ③特定農業法人
  - ④特定農業団体
  - ⑤次の基準を満たす集落営農組織
    - ・規約を有していること
    - ・組織として一元的に経理を行っていること
    - ・将来的な農用地利用集積の目標面積が地域内農用地の2/3以上であること
    - ・主たる従事者の年間農業所得の目標が市町村基本構想の水準以上であること
    - ・事業実施から5年以内に農業生産法人となる計画を有していること

### 政策目標

#### 担い手の育成・確保

<平成19年>		<農業構造の展望（平成27年）>	
認定農業者	約24万	→ 効率的かつ安定的な家族農業経営	33万～37万
集落営農	約1万3千	→ 効率的かつ安定的な集落営農経営	2万～4万

## <内容>

担い手育成総合支援協議会を中心として関係者の合意形成を図り、地域農業の構造改革の方向性を取りまとめた地域構造改革プロジェクト整備計画を作成した地区（構造改革重点地区）を対象として、農業者の経営責任を基本としつつ、以下の支援を総合的に実施します。

### 1. プロジェクト融資主体型補助（拡充）

認定農業者等の担い手による融資を主体とした農業用機械・施設等の導入に際して、融資残の自己負担部分について補助金を交付し、担い手の経営責任と創意工夫による主体的な経営展開を補完的に支援します。

平成21年度においては、採択要件として、担い手の育成・確保に係る質的向上に関する目標を新たに設定するとともに、担い手の作業実態に即して、助成対象となる機械・施設等の見直しを行います。また、面的集積を実証的に取り組む地区等への支援を拡大するための予算の増額を行います。

【補助率：融資残額（3／10上限）】

【プロジェクト融資主体型補助：6,780,000（5,400,000）千円】

【うち「面的集積タイプ」：1,380,000（487,500）千円】

【事業実施主体：地域担い手育成総合支援協議会】

【事業実施期間：平成19年度～平成21年度】

### 2. 追加的信用供与（拡充）

プロジェクト融資主体型補助に係る融資の円滑化を図るため、農業信用基金協会への交付金の積み増しにより、金融機関への債務保証（担い手の信用保証）を拡大します。

平成21年度においては、プロジェクト融資主体型補助の予算の増額に伴い、追加的信用供与の予算の増額を行います。

【補助率：定額】

【追加的信用供与：1,356,000（1,080,000）千円】

【うち「面的集積タイプ」：276,000（97,522）千円】

【事業実施主体：地域担い手育成総合支援協議会】

【事業実施期間：平成19年度～平成21年度】

[担当課：経営局構造改善課（03-6744-2148（直））]